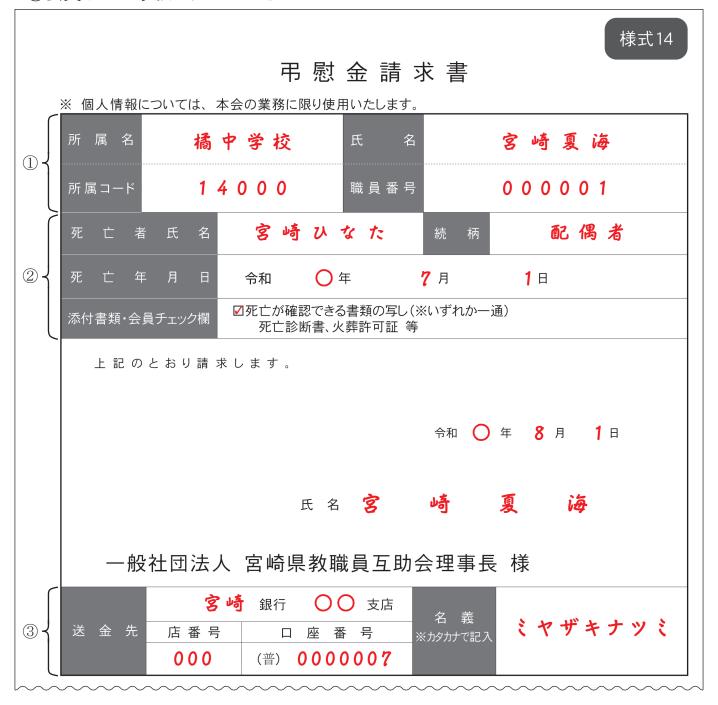
- 弔慰金・特別弔慰金 -

○会員やその家族が死亡したとき



- 注)会員本人、配偶者、健康保険の被扶養者として認定されている家族が死亡したときに給付します。
- 注)死亡者が「特別弔慰金制度」の加入者の場合は、「特別弔慰金(セカンドライフ助成金等を含む)請求書(様式 17)」の提出で弔慰金請求を兼ねます。
- ① 所属名/所属コード・氏名/職員番号を記入してください。(※ゴム印可)
- ② 死亡者の氏名・続柄、死亡年月日を記入し、「死亡診断書」または「火葬許可証」の写しを添えてください。
- ③ 会員本人名義の送金口座を記入してください。 ただし、会員本人が死亡のときは、受取人名義の口座を記入してください。